

保護者の皆さまへ

宝塚市教育委員会

学校園生活における新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防について
(令和2年(2020年)7月22日時点)

平素は、本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝いたします。

保護者の皆さまにおかれましては、園児児童生徒への、マスクの着用や日々の検温をはじめとする健康観察など、家庭における感染予防にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、本市では、6月1日から分散登校により学校園を再開し、6月15日からは、全学校園において、一斉に通常登校として1カ月以上が経過しました。

梅雨明けも間近となり、今後、暑さが増す中での感染予防が必要となります。

つきましては、学校園での感染予防についてお知らせするとともに、今までと同様に、マスク等の着用や健康状態の把握、日々の検温をはじめとする、家庭における感染予防について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 健康観察カード

引き続き、毎朝、体温計を使用して、お子さまの体温を測定し、健康観察カードに体温と健康状況をご記入ください。健康観察カードは、毎日、登校園時に持参させてください。

2 咳エチケットの徹底（マスク等の着用等）

登校園時には、家を出るときからマスク等の着用をお願いしていましたが、気温の上昇により、熱中症などの健康被害が心配となるため、夏季における登下校園中や体育の授業など、運動を伴う活動（授業）中はマスク等を外しても良いこととしました。その場合であっても、マスク等は必ずご持参ください。

また、清潔なハンカチ、ティッシュ、マスク等を外して置く場合のビニール袋や布等を持たせてください。

3 免疫力を高めるために

ご家庭では、十分な睡眠、適度な運動及びバランスの取れた食事を心掛けてください。

4 発熱等、風邪症状がある場合

(1) 発熱等の風邪症状がある場合

発熱（平温より高い場合）、普段よりも強い咳・のどの痛み・鼻水・息苦しさ・だるさ・頭痛・下痢症状がある場合や、におい・味がしないなど、平常と異なる体調の場合は、学校園における感染リスクを下げするため、自宅で休養してください。この場合、必ず、始業時までに学校園へご連絡ください。お休みされた日は欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

また、学校園で発熱した場合や、体調異常を確認した場合は、原則として下校させます。その場合、学校園から保護者に連絡いたしますので、お子さまを迎えに来ていただくようお願いいたします。

(2) お子さまに発熱等の風邪症状が4日以上続いた場合

お子さまに発熱等の風邪症状が4日以上続いた場合は、必ず、保健所の「帰国者・感染者相談センター」（0797-62-7304）に相談し、その結果を学校園までご連絡ください。

この場合、経過観察により、一定期間、学校園をお休みいただく場合があります。

5 園児、児童、生徒に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の取扱い

(1) 学校園への連絡のお願い

園児、児童、生徒（以下「児童等」という。）や同居するご家族（別居であっても濃厚接触者として認定された場合を含む。）に感染が判明した場合は、速やかに学校園までご連絡ください。

また、児童等を含む同居する家族や別居であっても頻繁に接触する方が新型コロナウイルス感染症への感染の疑いによるPCR検査、抗原検査等を受けた場合は、すぐに学校園までご連絡ください。

(2) 児童等に感染が判明した場合

児童等に感染が判明した日から、治療に当たった医療機関が治癒と診断し、登校園を許可する日の前日までの間を出席停止とします。

(3) 児童等が濃厚接触者と認定された場合

児童等が濃厚接触者と認定された日から、当該児童等に症状が出なければ保健所から指示された日までの間を出席停止とします。

(4) 児童等と同居する家族が濃厚接触者と認定された場合

児童等と同居する家族が濃厚接触者と認定された日から、当該児童等を含む家族に症状が出なければ保健所から指示された日までの間を出席停止とします。

6 臨時休業の基準

(1) 児童等に感染者が発生した場合

児童等に感染者が発生した場合は、学校園内の消毒作業と感染経路の確認のため、2日間の臨時休業措置を講じます。ただし、感染経路が学校外であり、学校内で感染する可能性が低い場合は臨時休業を実施しない場合があります。

(2) 学級の臨時休業（学級閉鎖）

感染した児童等の在籍する学級は、保健所と相談の上、臨時休業とします。ただし、学校園外で感染したことが明らかであって、他の児童等に感染を広めている恐れが低い場合は、臨時休業を実施しない場合があります。

また、濃厚接触者に認定された児童等が2人以上発生した場合や、新型コロナウイルス感染症が疑われる風邪等の症状により、在籍児童等の20%以上が休んだ場合は、保健所と相談の上、臨時休業とします。

(3) 学年、学校園の臨時休業（学年閉鎖、学校園閉鎖）

同じ学年で2学級以上の学級の臨時休業があった場合は、当該学年を保健所と相談の上、臨時休業とし、2学年以上の学年の臨時休業があった場合は、保健所と相談の上、学校園を臨時休業とします。

7 重篤化のリスクの高い児童等への対応について

医療的ケアを必要とする児童等や基礎疾患等のある児童等は、感染すると重症化するリスクが高いことから、登校園については、予め主治医の見解をご確認いただき、学校園と相談してください。欠席される場合は、欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

8 感染が不安で休ませた場合の対応について

学校園での感染が不安で休ませた場合は、6月15日(月)からは欠席扱いとしています。

9 アルコール等に過敏に反応する場合

アルコールや石けんに過敏に反応する場合は、学校園にご連絡ください。

10 お問い合わせ先

宝塚市教育委員会 学事課（電話0797-77-2366（直通））